

2024. 11. 23 No.51

本部申
18号

すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、**その2** 諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

- 1.1. 賃金規程第9章（特殊勤務手当）第102条（乗務員勤務により乗務した場合等の支給額）(1)時間額 イ ワンマン加給に定める「【前略】前アに定める定額に200円を加える。」を「（【前略】前アに定める定額に400円を加える。」に改めること。
- 1.2. 賃金規程第9章（特殊勤務手当）第102条（乗務員勤務により乗務した場合等の支給額）(2)キロ額 イ ワンマン加給に定める「【前略】前アに定める定額に2円を加える。」を「【前略】前アに定める定額に4円を加える。」に改めること。
- 1.3. 繁忙期手当として、最繁忙期料金の設定期間に勤務した場合に、賃金規程第9章（特殊勤務手当）第105条の9（支給額）に準じた内容で手当を新設すること。
- 1.4. 賃金規程第10章 第3節 第113条2（夜勤手当）の定めにある支給額を50/100に増額すること。
- 1.5. 賃金規程第15章（寒冷地手当）第135条(支給範囲)における受給者に対し、特別給付として一律30,000円を支給すること。
- 1.6. 現業機関において勤務する者のうち自動車運転を行う者に対して自動車運転手当を新設すること。なお、自動車運転を行う者を特に指定し、指定された者に対して月額5,000円の支給とすること。
- 1.7. 現業機関において勤務する者のうち、高気温環境下で作業に従事する者に対し「酷暑（高温）手当」を新設すること。なお、支給にあたっては夏季（7月～9月）期間において1暦日あたり500円を支給すること。
- 1.8. 営業施策に伴う業務執行体制の変更、販売体制の加速度的な変化、多種多様な対応に伴うスキルが求められる接客に対し、「営業接客手当」を新設すること。なお、支給にあたっては月額6,000円とし、賃金規程の別表第17一般社員の職務手当の支給基準及び支給額表の6（1）（2）との併給は行わないこと。
- 1.9. 営業職等社員の教育に対する手当として「教育手当」を新設すること。なお、支給額については1勤務につき200円、2暦日にまたがる場合には400円を支給すること。
- 2.0. 高放射線量箇所が多い帰還困難区域（福島県）にて業務に従事する社員に対する手当を新設すること。
- 2.1. 人身事故・小動物衝突後の車両修繕及び清掃等対応時の手当を新設すること。
- 2.2. 直轄作業時等に保守手続き（線路閉鎖工事や停電工事等）を行う社員に対する手当を新設すること。なお、支給額については1回につき500円とすること。
- 2.3. 列車屋根上での作業および高所作業車等での作業を担当する社員に対して、「高所作業手当」を新設すること。なお、支給額については1暦日につき500円とすること。
- 2.4. 就業規則 第7章第2節（労働時間、休憩時間、休日等）第59条の2および第60条で定める「特別休日制」における第1種特別休日制ならびに第2種特別休日制のいずれの適用者に対し特別休日を2日間増付与すること。
- 2.5. 就業規則 第7章第5節（年次有給休暇）第73条（使用単位）の定め、年次有給休暇について5日の範囲内で時間を単位とする「年休の時間単位取得」を適用すること。